

市と指定管理者における責任分担（リスク分担）表

項目	リスク内容	負担者	
		市	指定 管理者
準備行為	指定管理者の応募や指定後の事前準備に関するもの		○
施設の維持管理・運営			○
施設の法的管理	使用許可・許可の取消し	○	
	目的外使用許可	○	
施設内整備・備品の維持管理			○
施設利用者対応	指定管理者の業務範囲内のサービス内容等に対する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルの対処		○
	上記以外の利用者からの苦情及び利用者間のトラブルの対処	○	
施設の修繕	1件5万円以下の修繕		○
	上記以外の修繕	○	
不可抗力	不可抗力（風水害、地震等の自然災害やテロ、暴動、争乱等当事者が制御できない人為的な事象）に起因して生じた損害及び事業履行不能	○	
災害時、防災拠点として利用する間等の業務停止による運営リスク		○	
政治・行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担		○	
法令の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす変更		協議事項
税制の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす変更	○	
	上記以外の変更		協議事項
支払遅延	指定管理者の責めに帰すことのできない理由により、市からの経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
	上記以外の場合		○
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄・破綻等		○
書類の誤り	使用者等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
利用者や第三者への賠償	施設の管理瑕疵に伴う損害賠償		○
	施設の設置瑕疵に伴う損害賠償	○	

※ただし、本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定するものとする。